

藍住町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が管理する財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町が管理する財産等への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源確保を推進し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定するもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 町が発行する広報紙及び町が使用する封筒
 - イ 町のホームページ等インターネット上に掲載されるもの
 - ウ その他広告媒体として活用できる財産等で町長が個別に認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主 広告を掲載しようとする者をいう。

(藍住町広告審査委員会)

第4条 広告媒体の選定、広告の規格等、広告媒体に掲載される広告選定を適正に行うため、藍住町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、副町長をもってあて、委員は職員のうちから町長が任命する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 審査会の会議は、委員長が招集する。
 - (1) 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
 - (2) 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - (3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - (4) 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長は、前項に係る議事の決定について、会議の開催に代え、書面の回覧による方法を採用することができる。

7 審査会の事務局は、総務企画課に置く。

(広告媒体の選定及び広告の規格等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の選定、広告の規格及び掲載位置等の決定は、第4条に定める審査会において行うものとする。

(広告の募集及び選定)

第6条 広告の募集は、申込期間等必要事項を定め、広報あいずみ、藍住町ホームページ等により一般公募する。

2 広告主及び掲載する広告の選定については、本要綱の基準に照らし、第4条に定める審査会において行うものとする。

(広告掲載等の基本原則)

第7条 広告媒体に掲載する広告は、広告主の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展ならびに町民等への生活情報の提供に資するものとし、その基本原則は次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 本町条例及び関係法規を遵守したものであること

(掲載しない広告)

第8条 広告媒体に掲載しない広告は、内容が前条の基本原則に反するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 求人広告に類するもの
- (5) 印刷物等の使用・発行目的に支障を来すもの
- (6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 町が推奨しているような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (11) その他町長が適当でないと認めたもの

2 前項各号の掲げるもののほか、町税等の滞納があるものの広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告主の選定基準)

第9条 広告主の選定は、広告媒体の性格上、地域性・公益性の高いものを優先させることとし、次のとおりとする。

- (1) 町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業・事業者等
- (2) 公益性が高い非営利団体及びこれに類するもの(但し宗教法人を除く)
- (3) その他町長が適当と認めるもの

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行し、広告掲載については、4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。